

# [ご契約のしおり・約款] はじめに

→この「ご契約のしおり・約款」をご覧いただく

この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



## ●ご契約のしおり



### ▶ 6~49ページ

契約内容(約款)の中でも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

## ●約 款



### ▶ 51~107ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。



この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

本冊子「ご契約のしおり」では、お客様の契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。

目的からページを探したい

引っ越し  
したんだけど、  
どうすれば  
いいの？

→目的別もくじ 4~5ページ

? わからないことばがある

失効? 約款?  
何のことだろ?

→用語解説 110~112ページ

この冊子の記載内容は、2019年4月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」114ページにお問い合わせください。

# に当たって

## 「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

The diagram illustrates the structure of the 'goshojori' booklet. It shows a central page with several sections and callout boxes pointing to specific parts:

- 欄外のマークについて**: Points to the 'OOP 参照' section.
- OOP 参照**: Points to the 'OOP' icon and explanatory text.
- 関連する情報が記載されているページを案内しています。**: Points to the 'Web 参照' section.
- Web 参照**: Points to the 'Web' icon and explanatory text.
- 「もくじ」にある項目がタイトルになっています。**: Points to the 'Table of Contents' area.
- そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。**: Points to the 'Summary' area.
- 特に注意していただきたい事項を説明しています。**: Points to the 'Important Notes' area.
- さらに項目分けしたタイトルです。**: Points to the 'Sub-section titles' area.

**3 健康状態などの告知**

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

**▶ 1 告知**

●生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良い方などが契約すると、保険料負担の公平性が保証されなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。

●契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関する、当社が「質問表(告知書)」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していただく必要があります。

正しく告知をしないと…

**△ ご注意**

●当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)①には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

**▶ 2 告知義務違反による解除**

●当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。

●もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告出した場合、責任開始の日②(復活のときは復活日。以下同じ。)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することができます。

●責任開始の日を含めて2年を経過しても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することができます。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行なうことはできません。

●当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。

●基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば③契約者に支払います。

## 普通保険約款の名称について

この冊子では、必要に応じて普通保険約款の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

普通保険約款の名称	略称
財形積立貯蓄保険普通保険約款	財形積立約款
財形住宅貯蓄保険普通保険約款	財形住宅約款
財形終身年金保険普通保険約款	財形終身年金約款

# もくじ

## ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	4 ページ
・用語解説	110 ページ
・問い合わせ窓口	114 ページ

### 契約に際して

1 当社と郵便局との関係	6 ページ
2 生命保険募集人と契約の成立	7 ページ
3 加入の制限	8 ページ
4 契約の保障(責任)の開始	10 ページ
5 クーリング・オフ制度	11 ページ
6 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	13 ページ
7 当社からの契約内容などの確認	13 ページ
8 申し込み手続きの際の注意点	14 ページ

### 特長としくみ

1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)	16 ページ
2 財形住宅貯蓄保険(新財形商品)	17 ページ
3 財形終身年金保険(新財形商品)	18 ページ

### 保険金などの請求

1 保険金などの請求方法 指定代理請求制度	20 ページ 22 ページ
2 基本契約の保障内容 1.財形積立貯蓄保険(新財形商品) 2.財形住宅貯蓄保険(新財形商品) 3.財形終身年金保険(新財形商品)	24 ページ 25 ページ 26 ページ
3 保険金などを支払いできない場合	28 ページ
4 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	31 ページ

<b>保険料の払い込み</b>	<b>1 保険料の払込方法</b>	<b>32 ページ</b>
	<b>2 保険料の払込猶予期間と契約の失効</b>	<b>33 ページ</b>
	<b>3 保険料の払い込みが難しい場合</b>	<b>34 ページ</b>
<b>契約後の取り扱い</b>	<b>1 住所などの変更に伴う各種手続き</b>	<b>36 ページ</b>
	<b>2 契約者配当金</b>	<b>37 ページ</b>
	<b>3 契約の解約と返戻金</b>	<b>38 ページ</b>
	<b>4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ</b>	<b>39 ページ</b>
	<b>5 ご契約者をはじめとした関係者の保護</b>	<b>40 ページ</b>
<b>税制など</b>	<b>1 税制上の取り扱い</b>	<b>42 ページ</b>
	<b>2 財形持家融資制度の利用</b>	<b>45 ページ</b>
<b>個人情報および制度の案内</b>	<b>1 個人情報の取り扱い</b>	<b>46 ページ</b>
	<b>2 AEOIに関するお願い</b>	<b>47 ページ</b>
	<b>3 生命保険契約者保護機構</b>	<b>48 ページ</b>
<b>身体部位の名称</b>		<b>109 ページ</b>

## 約款部分

<b>普通保険約款</b>	○財形積立貯蓄保険普通保険約款	<b>52 ページ</b>
	○財形住宅貯蓄保険普通保険約款	<b>69 ページ</b>
	○財形終身年金保険普通保険約款	<b>89 ページ</b>
<b>特則条項</b>	○指定代理請求特則II条項	<b>104 ページ</b>